二　七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置

| 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
| --- | --- |
| 帯域外領域に相当する帯域 | 任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下 |
| スプリアス領域に相当する帯域 | 任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下 |

第二十四条第十四項中「、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局」を削る。

第四十九条の六第一項中「次条及び」を削り、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に、「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、「（第三項に規定するものを除く。）」を削り、同条第三項を削る。

第四章第四節の三の二及び第四節の三の三の節名を削る。

第四十九条の六の二及び第四十九条の六の三を次のように改める。

**第四十九条の六の二及び第四十九条の六の三**　削除

第四十九条の六の四第一項ただし書を削り、同項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号ニ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号ロ中「一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する」及び「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以下であること。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、実効輻射電力は三〇デシベル以下であること。

第四十九条の六の四の前に次の節名を加える。

**第四節の三の二**　符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の五第一項の表中「、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下」を削り、「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に、「九一五MHz以下、九一五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHz」に改め、同条第二項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第六号中「一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の」を「一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の」に改め、同号ただし書中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第五項中「第四十九条の六の三第二項又は」及び「第四十九条の六の三第二項第四号又は」を削り、同項第一号中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の六の九第一項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号ニ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の六の十一第一項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号ハ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の八の三第三項第二号イ中「、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を「及び一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下」に改め、同号ロ中「及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下」及び「（通話チャネルとして使用する場合は、〇・五ワット以下）」を削り、同項第三号イ中「及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を削り、同号イただし書中「実効輻射電力」を「実効輻射電力」に改め、同号ロ中「及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下」及び「（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル以下）」を削り、同号ロただし書中「実効輻射電力」を「実効輻射電力」に改め、「（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル）」及び「（通話チャネルとして使用する場合は、〇・五ワット）」を削り、同号ニただし書中「及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を削り、同条第四項第二号及び第三号中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改める。